

旅館業法及び同法政省令等の改正について（主な内容）

平成30年3月28日
福祉保健局

○規制改革会議提言（平成28年12月） ⇒ 規制全般についてゼロベースで見直すこと。

- ・客室の最低数、寝具・客室の境の種類規制については、撤廃。
- ・照明設備及び便所の規制については、数値規制は撤廃し、定性的な表現に改める。（旅館業における衛生等管理要領から数値削除）
- ・客室の最低床面積は、ベッドの有無に着目した規制に改める。
- ・入浴設備については、規制の緩やかな旅館の水準に統一。また、感染症対策及び利用者の安全等に必要な規制以外の規制は撤廃。
- ・玄関帳場は、数値による規制は撤廃。また、ICTの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について具体的に検討し、ICTの活用等による適用除外を認める。

【改正旅館業法】

- ホテル営業及び旅館営業の営業種別を、「旅館・ホテル営業」に統合。
- 無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査の創設。
- 無許可営業者に対する緊急命令（営業停止命令・措置命令）の創設
- 罰金の上限引き上げ
 - ・無許可営業：3万円→100万円
 - ・その他旅館業法違反：2万円→50万円

※平成29年12月15日公布

【旅館業法施行令】

- 最低客室数（ホテル営業：10室、旅館営業：5室）を廃止。
- 洋室の構造設備の要件の廃止
- 1客室の最低床面積（ホテル営業：洋式客室9㎡以上、旅館営業：和式客室7㎡以上）を、7㎡以上（寝台を置く客室にあっては9㎡以上）とする。
- 玄関帳場等の基準の緩和
 - ⇒ 厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ICT設備を想定）を、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認める。
- 便所の設備基準の緩和
 - ⇒ 適当な数の便所を有すること。

【旅館業法施行規則】

- 宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置を講じ、3年間保存すること。
- 宿泊者名簿は、旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかに備えること。
- 旅館・ホテル営業施設の玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準を規定。
 - ①事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
 - ②宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備であること。

改正旅館業法は、本年6月15日施行

改正政省令は、本年1月31日公布、6月15日施行